

## 通常時

公営住宅法第23条に基づき、以下の①②を満たすことが必要。

### ① 収入要件

収入が一定水準以下であること

### ② 住宅困窮要件

現に住宅に困窮していることが明らかな者であること

## 災害時（東日本大震災の場合）

東日本大震災復興特別区域法第19条に基づく計画認定を受けた場合、同計画の区域内では、同法第20条に基づき以下の特例を適用

対象	被災者等（災害により <b>滅失（※1）した住宅に居住していた者、一定の事業（※2）による移転者</b> ）
期間	<b>復興推進計画に記載する災害公営住宅の整備に要する期間の終了まで（最長10年間）（※3）</b>
特例	<b>住宅困窮要件を満たすことで収入要件を満たすものとみなす</b>

- ※1 「全壊、全流失、全焼」又は「半壊又は大規模半壊であって解体を余儀なくされたもの」
- ※2 復興推進計画の区域内において実施される都市計画事業、防災集団移転事業等
- ※3 発災から3年間は、被災市街地復興特別措置法に基づき、住宅被災市町村においては、復興推進計画を作成せずとも上記特例の適用が可能。

## 避難指示区域に係る避難者・帰還者向けの場合

福島復興再生特別措置法第28条・第40条に基づき、居住制限者及び特定帰還者について以下の特例を適用

対象	①居住制限者（ <b>避難指示区域にH23.3.11時点で居住していた者</b> 。特定帰還者を除く。） ②特定帰還者（ <b>避難指示区域及び避難解除区域にH23.3.11日時点で居住していた者であって居住していた市町村に帰還するもの</b> ）
期間	①避難指示を受けている間 ②当分の間
特例	<b>住宅困窮要件を満たすことで収入要件を満たすものとみなす</b>

○ただし、災害公営住宅の場合、発災から3年間は、「**災害により住宅を失った者**」に入居者を限定している。（公営住宅法第24条第2項）

○このため、上記の東日本大震災復興特別区域法等に基づく入居者資格（収入要件）の特例を受けた**事業移転者等**であっても、発災から3年間は、**災害公営住宅に入居できない**。